

生活支援扶助事業

これまでの日本では、安定的雇用を土台とした社会保険制度や労働保険制度（いわゆる第一のセーフティネット）が機能した上で、最終的に困窮に至った場合には生活保護制度（いわゆる第三のセーフティネット）が国民の最低生活の保障を行ってきた。

しかし、近年の雇用状況の変化及びニートやひきこもり等の困窮リスクの増大並びに核家族化などの経済社会の構造的な変化などもあり、生活保護受給者数が過去最高を更新するとともに、稼働年齢層である「その他世帯」が激増している。

このため、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、これらの困窮リスクにある方が生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うという、いわゆる第二のセーフティネットが制度化されたことから、本市においても、平成27年度より生活困窮者自立支援相談員等を配置し、生活に困窮している人や将来的に生活に困窮するおそれがある人に寄り添って相談を受けるとともに、自立に向けた支援を実施した。

1. 生活困窮者自立支援事業

平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行されたことにより、生活保護に至る前の段階から、生活に困窮している人や将来的に生活に困窮するおそれがある人に対して自立生活が維持できるよう支援するという、いわゆる第二のセーフティネットが制度化された。

これにより、生活福祉課の窓口において生活困窮者自立支援相談員1名及び就労支援員2名（生活保護受給者就労支援を兼務）を配置して、生活上の経済的な困りごとや悩みごと、不安等を抱えている人に対して、相談者に寄り添った形で相談を受けるとともに、就労支援の実施や関係機関の紹介及び連携等の支援を行った。

また、生活困窮者等の掘り起しを行うため、チラシを作成し、市広報の折り込みにより全戸配布を実施した。

平成27年度の新規相談受付件数は166件（延べ相談件数545件）となっている。なお、そのうち就労支援実施件数は16件であり、うち10件は増収又は就職に至った。

2. 住居確保給付金（旧住宅支援給付事業）

厳しい経済・雇用情勢の中で、離職者が再就職できるよう、生活や住宅の支援を行う第二のセーフティネットの一環として、また、雇用施策を補完する取組みとして、住宅手当緊急特別措置事業が創設された。

この制度は、離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を失った又は失うおそれのある人を対象として、原則3カ月間を限度として住宅支援を給付するとともに、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うものであり、国が制定した制度で、市が実施主体である。

平成27年度からは住居確保給付金による給付（新規分）と合わせて、平成26年度申請分の旧住宅支援給付事業による給付（延長支給分）を実施した。

支給対象者の要件、内容等は下記のとおりで、平成27年度の旧住宅支援給付の支給件数は1件（延長支給分）、住居確保給付金の支給件数は2件（新規分）支給総額は403,600円となっている。なお、支給人数3人のうち2人が就労し自立した。